



令和6年11月1日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター

原子力事業者防災業務計画の修正について（お知らせ）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（理事長 小口正範）は、原子力災害対策特別措置法に基づき、人形峠環境技術センターの原子力事業者防災業務計画について、関係自治体との協議を経たうえで、本日、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その写しを関係自治体に提出しましたのでお知らせいたします。また、同法に基づき、本計画の修正の要旨を添付のとおり公表いたします。

人形峠環境技術センターにおいては、今後とも、より一層の安全確保に努めるとともに、原子力防災対策についても本計画に基づき万全を期す所存です。

添付資料：原子力事業者防災業務計画の修正の要旨

原子力事業者防災業務計画の修正の要旨

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項に基づき、人形峠環境技術センターの原子力事業者防災業務計画に検討を加え、修正することでこの計画の適正化を図ります。

今回は、日本原子力研究開発機構本部（以下「機構本部」という。）及び人形峠環境技術センター組織の改正に伴い、原子力防災管理者の代行順位、通報連絡体制の見直し等、以下の修正を行いました。

2. 修正した日

令和 6 年 11 月 1 日

3. 協議した自治体

岡山県、鏡野町、鳥取県

4. 主な修正内容

- (1) 「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」の改正(令和 5 年 11 月 22 日)に伴う追記(防災業務計画等命令第 2 条第 1 項第 7 号の解説における 2 部制訓練実施の明文化)。(第 2 章 第 7 節)
- (2) 人形峠環境技術センター組織の改正に伴う修正。
 - ① 組織の改正に伴い、人員配置を踏まえて副原子力防災管理者の職務名称及び人数の見直し。(別表 4)
 - ② センター内通報連絡体制において、統括者の職位が無くなることから、通報連絡体制の見直し。(別図 5)
- (3) 機構原子力防災組織及び機構対策本部の体制の見直し(武力攻撃時等による災害発生時の指定公共機関として、原子力緊急時支援・研修センター (NEAT) を通した国等からの支援要請対応を取り仕切る班 (国等支援対策班) の追加。(別図 1)
- (4) 通報連絡先の組織名称変更に伴う読み替え措置 (令和 5 年 10 月) の反映。(別図 4)

(5) その他の修正

- ① 緊急連絡用電話番号の見直し、他規定との整合及び重大な人身事故発見時の 119 番通報への修正
- ② 誤記載の修正、記載の適正化の修正

以 上

(参考)

人形峠環境技術センター原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の手続き等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(5)②

第2章 原子力災害事前対策の実施

人形峠環境技術センターの原子力防災組織・体制の整備、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、緊急時対策所・原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び機能の維持、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び関係機関との連携等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1)、(2)①②、(3)、(4)、(5)①②

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態等の区分（緊急時活動レベル）に応じた通報・連絡等の初期対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(4)

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力緊急事態解除宣言があった時以後における復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(4)

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の支援・協力について記載しています。

以上